

事務連絡
令和7年10月29日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険料（税）の前納に係る国民健康保険条例参考例の送付について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険制度においては、適正な在留資格を有し、日本国内に住所を有している外国人については原則同制度の被保険者としているところですが、被保険者の支え合いで成り立っている医療保険制度においては、全ての被保険者に適切に保険料を納付いただくことが重要です。

そのため、今般、国民健康保険料（税）の適切な納付に資することを目的として、海外からの入国初年度の国民健康保険料（税）については、通常の納期限から前倒して納付させる仕組み（前納）を各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が導入できるよう、別添1のとおり、国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例を作成しましたので、別添2のQ&Aとあわせて、貴都道府県内の市町村への周知を図られるとともに、本条例案をご活用願います。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）に記載されている、国民健康保険料（税）の収納情報を外国人の在留審査時に活用する仕組みについても、令和9年6月から、市町村から出入国在留管理庁への情報連携を開始できるよう、追って国民健康保険システム標準仕様書をお示しいたしますので、システム改修等のご対応をお願いいたします。